

新「保育・子育て」制度と 「幼・保一体化」への対応について

平成22年2月25日
社団法人 全国私立保育園連盟

1) “子ども・子育てビジョン”を実現するための 基本的要望について

- 児童福祉法に基づき、すべての子どもと家庭が「いつでも、どこでも、だれでも」受けられる子育て支援と保育・教育政策の確立が重要です。
- 保育・福祉事業への「企業の過度の参入」による市場原理・市場競争の行き過ぎと利益優先型の事業の拡大や格差を広げる制度設計はさける必要があります。
- 児童福祉法を尊重し、国と市町村の役割と責任を明確にした制度とすることが求められます。
- 国際的に批准されている児童権利条約に定められる「子どもの最善の利益」に沿った保育と「環境及び質」の向上に努めることが大切です。
- 「子ども・子育てビジョン」で示されている数値目標と計画の実現のため、「国・自治体・事業主・保護者」の社会全体で子どもの育ちと子育てを支える新たな財源制度の確立が必要です。

2) 政策・制度設計は政府の「国家戦略局」の下で、「子ども・子育てビジョン」に示された「理念・目的」との関係で検討されるべき問題であると考えます。

3) 「生命と育ち」「保育と教育」を保障する児童福祉施設「最低基準」(ナショナルミニマム)を、国・市町村において遵守することが必要です。

4) 新「保育・子育て」制度と「幼保一体化」は「すべての乳幼児を対象とした」制度設計が大切です。

※「新「保育・子育て」制度の提案について（木原私案）」（別紙）を提案します。

～「幼保一体化」構想について～

- 「一体化」にあたっては、文部科学省と厚生労働省の担当部署を一つの「局・庁」(仮称)に設定する等を検討していく必要があります。
- 保育と教育の内容については、幼稚園教育要領と保育所保育指針の“共通性”が既に確立しています。また、学校教育法上(第22条、第25条)も「保育」という概念で乳幼児について規定されており、日々の保育活動と幼稚園活動は共に進められています。

5) 待機児童の解消には、育児休業手当と併せて、
家庭的保育、一時保育、地域子育て支援拠点事業の拡充と
ワークライフバランスの推進を行うことが必要です